

2024年10月8日

各位

委託会社名 大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 小松 幹太
担当者の役職氏名 ラップ・ETF ビジネス部 長尾 健司
(連絡先 0120-106212)

「iFreeETF JPX 日経 400 インバース・インデックス」 受益権口数の減少に伴う信託終了および信託終了にかかる約款変更のお知らせ

当社が設定・運用しております「iFreeETF JPX 日経 400 インバース・インデックス」（銘柄コード 1465）（以下、当ETF といいます。）におきまして、2024年9月9日に開示しました『「iFreeETF JPX 日経 400 インバース・インデックス」の受益権口数の減少に伴う信託終了および信託終了にかかる約款変更の可能性に関するお知らせ』に記載の通り、2024年9月9日から本日まで20営業日連続して受益権口数が5万口を下回ったことにより、約款に定める信託契約の解約の事由に該当することとなりましたので、2024年11月9日を適用日として、2024年11月12日を信託終了日とする約款変更および繰上償還に伴う償還金の支払いを規定する約款変更を行ない、信託終了（繰上償還）することをお知らせいたします。

当ETFは東京証券取引所において整理銘柄へ指定される見込みです。2024年11月8日を東京証券取引所における最終取引日として2024年11月9日に上場廃止となる見込みです。

なお、繰上償還に備えて、2024年10月9日以降に保有する有価証券の全売却を実施することを予定しており、実施した場合は、当ETFの基準価額は対象株価指数の値動きに連動しないこととなります。

- ・償還金のお支払いは、2024年12月20日から開始する予定です。
- ・東京証券取引所における売買取引は、2024年11月8日までとなります。

記

1. 対象ファンド名 (コード)

「iFreeETF JPX 日経 400 インバース・インデックス」(1465)

2. 繰上償還および付随する約款変更に関する日程

- ・約款変更適用日 : 2024年11月9日(土)
- ・信託終了日 : 2024年11月12日(火)
- ・償還金支払い開始日(予定) : 2024年12月20日(金)

※繰上償還に備えて、2024年10月9日以降に保有する有価証券の全売却を実施することを予定しており、実施した場合は、当ETFの基準価額は対象株価指数の値動きに連動しないこととなります。

3. 東京証券取引所における売買に関する日程

- ・「整理銘柄」への指定 : 2024年10月8日(火)
- ・東京証券取引所における売買最終日 : 2024年11月8日(金)
- ・上場廃止日 : 2024年11月9日(土)

4. 繰上償還および付随する約款変更の内容および理由

<内容>

- ①信託期限を無期限から2024年11月12日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
- ②繰上償還に伴い償還金支払いに関する規定に所要の変更を行います。

<理由>

- ①当ETFは2015年8月21日に設定され、運用を継続してまいりましたが、受益権の口数が信託契約を解約し信託を終了させる条件である5万口を20営業日連続で下回ったことにより、約款に定める信託契約の解約の事由に該当することとなったため、繰上償還いたします。

5. 償還金のお支払い

償還金につきましては、投資信託約款の定めに基づいて、信託終了日である2024年11月12日現在の受益者名簿に記載されている受益者に対して、2024年12月20日からお支払いする予定です。

1口当たりの償還価額は、当ETFの信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額となり、確定いたしましたら、当社ホームページにてお知らせいたします。

償還金のお受取方法は、受益者の方がお取引されている証券会社に対して信託終了日(2024年11月12日)時点で指定されている「配当金受領方法」によって異なります。

配当金受領方法	償還金のお受取方法
株式数比例配分方式 配当金領収証方式	領収証(もしくは払出証書)を受益者へご郵送いたしますので、ゆうちょ銀行もしくは郵便局へ持ち込むことで、償還金をお受け取りください。
登録配当金受領口座方式 個別銘柄指定方式	受益者が証券会社に対して指定されている口座に振り込まれます。

※ お取引されている証券会社に対して、例えば、「株式数比例配分方式」の指定を解除し、「登録配当

金受領口座方式」を指定されますと、当ETF以外に保有されている銘柄の配当金のお受取方法も変更されてしまいますので、ご注意ください。

(注) 国内の個人受益者が特定口座で当ETFを保有されていて、当ETFの償還金受領時に譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については特定口座内において他の譲渡所得等との損益通算はできません。ただし、個別に確定申告をして損益通算を行うことは可能です。
また、東京証券取引所の最終売買日（2024年11月8日）までに、証券会社を通じて市場売却することによって譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については特定口座内において他の譲渡所得等と損益通算されます。

(税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。)

6. 取得申込および換金申込の停止

繰上償還および付随する約款変更を実施することになりましたので、当ETFの取得申込は2024年11月8日以降、換金申込は2024年11月11日以降受け付けないことといたします。また、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるときは、2024年11月11日以前であっても換金申込を受け付けない場合があります。

7. 対象株価指数との連動終了予定について

繰上償還に備えて、2024年10月9日以降に保有する有価証券の全売却を実施することを予定しており、実施した場合は、当ETFの基準価額は対象株価指数の値動きに連動しないこととなります。

8. 約款の新旧対照表（案）

変更後	現行
<p>(信託期間)</p> <p>第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第51条第1項、同条第2項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。</p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、第51条第2項に定める受益権の口数が20営業日連続して5万口を下ることとなった場合に該当したことから、この信託の期間は、信託契約締結日から2024年11月12日までとします。</u></p>	<p>(信託期間)</p> <p>第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第51条第1項、同条第2項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。</p> <p><u>(新 設)</u></p>
<p>(信託の計算期間)</p> <p>第38条 この信託の計算期間は、毎年1月11日から翌年1月10日までとします。ただし、第1計算期間は、2015年8月21日から2016年1月10日までとし、<u>最終計算期間は、2024年1月11日から2024年11月12日までとします。</u></p>	<p>(信託の計算期間)</p> <p>第38条 この信託の計算期間は、毎年1月11日から翌年1月10日までとします。ただし、第1計算期間は、2015年8月21日から2016年1月10日までとします。</p>
<p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p>

変更後	現行
<p>⑥ 償還は、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）に対して、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。</p> <p>⑦ 信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたりの元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権口数で除した額とします。</p> <p>⑧ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）は、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了時受益者に対して、受託者または第2項の取引参加者から支払います。</p> <p>⑨ （略）</p> <p>⑩ （略）</p> <p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）</p> <p>第44条 （略）</p> <p>② 受託者は、一部解約金については、前条第9項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>③ （略）</p> <p>（収益分配金および償還金の時効）</p> <p>第45条 受益者が、収益分配金については第43条第5項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第43条第8項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>⑥ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）は、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または第2項の取引参加者から支払います。</p> <p>⑦ （略）</p> <p>⑧ （略）</p> <p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）</p> <p>第44条 （略）</p> <p>② 受託者は、一部解約金については、前条第7項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>③ （略）</p> <p>（収益分配金および償還金の時効）</p> <p>第45条 受益者が、収益分配金については第43条第5項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第43条第6項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>

以上